

通所 B 地域支え合い型事業補助金について

1. 補助対象

介護予防に資する活動を、要支援者等が年間延べ 10 名以上利用した団体、または基本チェックリストによる「事業対象者」が年間 5 割以上利用する団体

詳しくは、項番 3 (1) 及び (2) をご参照ください。

2. 事業の実施回数等

事業の実施については、1 年のうち少なくとも 10 以上の月にわたって事業を実施し、**年間の実施回数が 20 回以上**の団体を補助対象とします。

※参考：旧地域介護予防活動支援事業補助金（げんきスポット）は年間 24 回、旧通所 B 地域支え合い型事業補助金は月 2 回

3. 補助金額

これまで運営費補助・立ち上げ支援補助・講師謝金補助・施設利用補助の 4 つに区分し、それぞれ上限を設けていましたが、**講師謝金補助を運営費補助に含めます。**

これにより、講師（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る）謝金は運営費の各上限額まで補助することができます。

(1) 「補助対象者」型

	年間の要支援者等の延べ利用者数	補助金額
運営費 補助	10 人以上 20 人未満	48,000 円
	20 人以上 40 人未満	72,000 円
	40 人以上 60 人未満	96,000 円
	60 人以上 80 人未満	108,000 円
	80 人以上	120,000 円
立ち上げ支援補助		30,000 円
施設利用補助		36,000 円

講師謝金補助は、運営費補助の中に含まれます。

※「要支援者」とは、介護保険を申請し、要支援 1 もしくは要支援 2 と認定された方を指します。

(2) 「事業対象者」型

利用者の中に要支援者がいない場合、基本チェックリストによる「事業対象者」の利用割合が次の基準を満たす場合に1年間補助を受けられます。

「立ち上げ支援補助」「施設利用補助」は(1)と同額です。

運営費補助	基本チェックリストによる事業対象者が年間を通じて利用した割合	補助金額
	$\frac{\text{延べ事業対象者の参加者数}}{\text{延べ参加者数}} \times 10 = \underline{5} \text{割以上 (年間)}$	<u>36,000 円</u>

※「基本チェックリスト」は、身体機能や認知機能等の心身の状況を把握するため半田市包括支援センターが調査します。

※「事業対象者」とは、基本チェックリストにより、福祉サービスが必要である方を指します。

4. 運営費補助対象経費

運営費補助対象経費	内容
消耗品費	事務用品（ノート、ファイル、コピー用紙等）、書籍や教材費など
食糧費	事業実施にあたり必要な水分補給のための飲料代など（食べ物代、飲酒、親睦に要する費用を除く）
光熱水費	会場・施設利用に伴う冷暖房代など
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料などの印刷代
郵送料	
物品、機器借上・リース料	機器や機材などの借りにかかる料金
備品購入費	機材、機器等の備品購入費
講師謝金	高齢者の介護予防を目的とした研修会等を開催する場合に係る講師（外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。）謝金

以上